

令和7年函審第15号

裁 決
作業船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年1月17日07時35分

北海道オホーツク枝幸北漁港目梨泊地区南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 作業船A

登 録 長 6.57メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 29キロワット

3 事実の経過

(1) Aの構造及び設備等

Aは、昭和62年6月に進水した最大搭載人員がその他の乗船者4人及び船員1人のFRP製作業船で、レーダー及びGPSプロッター等の航海計器を搭載せず、船首部に倉庫区画、右舷船尾部に操縦区画及び船尾中央に船外機をそれぞれ装備していた。

(2) オホーツク枝幸北漁港目梨泊地区南東方沖合

オホーツク枝幸北漁港目梨泊地区（以下「目梨泊港」という。）南東方沖合は、オホーツク海に面して海岸線が略南北方向に延び、5メートル及び10メートルの各等深線が海岸線に沿って距岸500メートル及び1,000メートルのところを南北方向に走り、距岸1,500メートルないし2,000メートル付近になると概ね20メートル以上の水深に落ち込む、海底勾配の緩やかな遠浅の海浜で、令和5年度から令和14年度にかけて、そい類等の幼稚魚の育成場となるこんぶ藻場造成を目的とした北海道オホーツク地区水産環境整備事業が計画され、同浜中央部北東方沖合200メートルのところ、東西方向100メートル南北方向60メートルの範囲に水深1メートル以下の浅礁域（以下「目梨泊浅礁域」という。）が築造され、東寄りないし北寄りの波浪が押し寄せると周囲との水深差から、同浅礁域で波浪が隆起し、高起した磯波が発生しやすい海域となっていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）X会社に採用され、同社所有の作業船及び起重機船等に作業員として乗り組み、沿岸部での水産環境整備事業及び浚渫工事等に従事し、（一部省略）Aの船長職を執るようになった。

そして、a 受審人は、東寄りの波浪が押し寄せる状況下、目梨泊浅礁域で、高起した磯波が発生することがあることは承知しており、平素、同浅礁域で高起した磯波が発生したのを認めたら、直ちに工事作業を中断して目梨泊浅礁域から離れていた。

(4) 気象状況

稚内地方気象台は、令和7年1月16日22時25分、「宗谷地方では、17日未明から同日夜遅くまで風雪に、17日明け方から同日夜遅くまで高波に注意を要する。」とした注意警戒事項を発表し、翌17日05時02分、同注意警戒事項を継続するとともに、枝幸町に風雪注意報を発表し、注意期間が17日昼前から同日夕方までで、陸上で最大風速11メートルに達すると報じた。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、作業員2人を乗せ、工事作業の目的で、船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和7年1月17日07時20分目梨泊港を発し、同港南東方沖合の工事作業海域に向かった。

発航に先立ち、a 受審人は、工事作業の可否を判断するため、インターネットで天気予報を確認し、宗谷地方では風が次第に強まることを知ったものの、港内が平穏で、係留地がほぼ無風であったことから、前示工事作業海域においても風力及び波高が工事作業の実施に影響しないことを期待し、予定どおり発航することを決めたものであった。

a 受審人は、オホーツク海を南下し、07時25分目梨泊港南東方沖合の工事作業海域に至り、作業員2人を船体中央部で工事作業の準備に就け、自らは操縦区画に腰掛けた姿勢で操船に当たり、07時32分目梨泊港北防波堤灯台（以下「防波堤灯台」とい

う。)から146.5度(真方位、以下同じ。)880メートルの地点で、船首を315度に向け、機関を中立運転にかけて漂泊を開始した。

漂泊を開始したときa受審人は、東寄りの波浪が押し寄せる状況下、目梨泊浅礁域で高起した磯波が発生したのを認めたが、比較的磯波が小さいように見えたので無難に漂泊を継続できるものと思い、直ちに工事作業を中断して同浅礁域から離れるなど、磯波に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうしてa受審人は、工事作業を中断することなく、目梨泊浅礁域で漂泊を続け、07時35分防波堤灯台から146.5度880メートルの地点において、Aは、船首が315度を向いたまま、右舷船尾方から高起した磯波を受けて左舷方に大傾斜し、復原力を喪失して瞬時に転覆した。

当時、天候は曇りで、風力3の南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、付近には波高約1メートルの東寄りの波浪があり、視界は良好で、枝幸町に風雪注意報が発表されていた。

転覆の結果、船外機等に濡損を生じたが、後に換装され、作業員1人及びa受審人が低体温症等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、目梨泊港南東方沖合において、東寄りの波浪が押し寄せる状況下、工事作業実施の目的で漂泊中、目梨泊浅礁域で高起した磯波が発生した際、磯波に対する安全確保の措置が不十分で、同浅礁域で漂泊を続け、右舷船尾方から同磯波を受けて左舷方に大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a受審人は、目梨泊港南東方沖合において、東寄りの波浪が押し寄せ

る状況下、工事作業実施の目的で漂泊中、目梨泊浅礁域で高起した磯波が発生したのを認めた場合、同波を受けると大傾斜し、復原力を喪失するおそれがあったのだから、直ちに工事作業を中断して同浅礁域から離れるなど、磯波に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、比較的磯波が小さいように見えたので無難に漂泊を継続できるものと思い、磯波に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、目梨泊浅礁域で漂泊を続け、右舷船尾方から高起した磯波を受けて左舷方に大傾斜し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、船外機等に濡損を生じさせ、作業員1人を負傷させるとともに自らも負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月25日

函館地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁